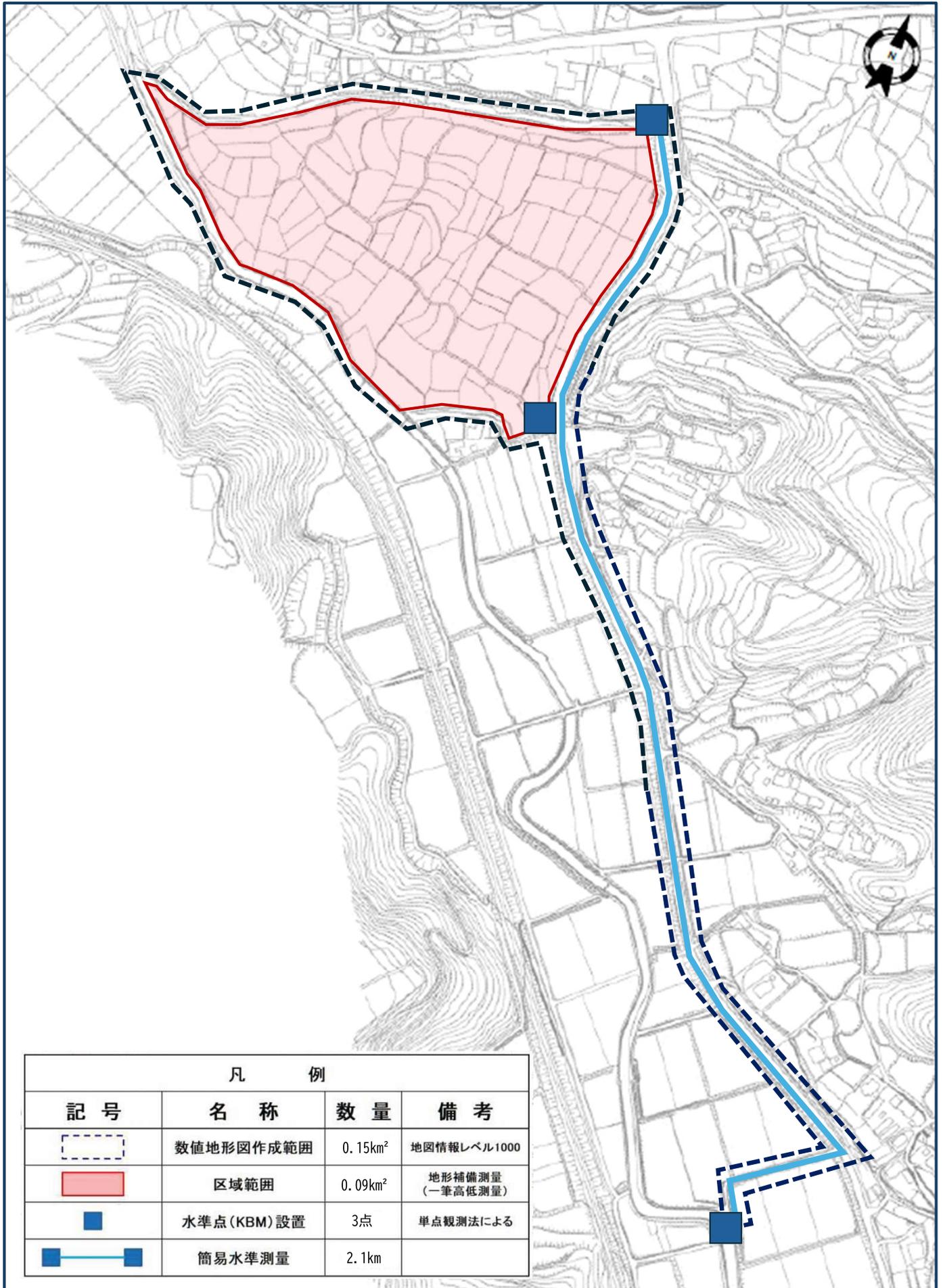


植木町谷地区外1件地形図作成業務委託 位置図

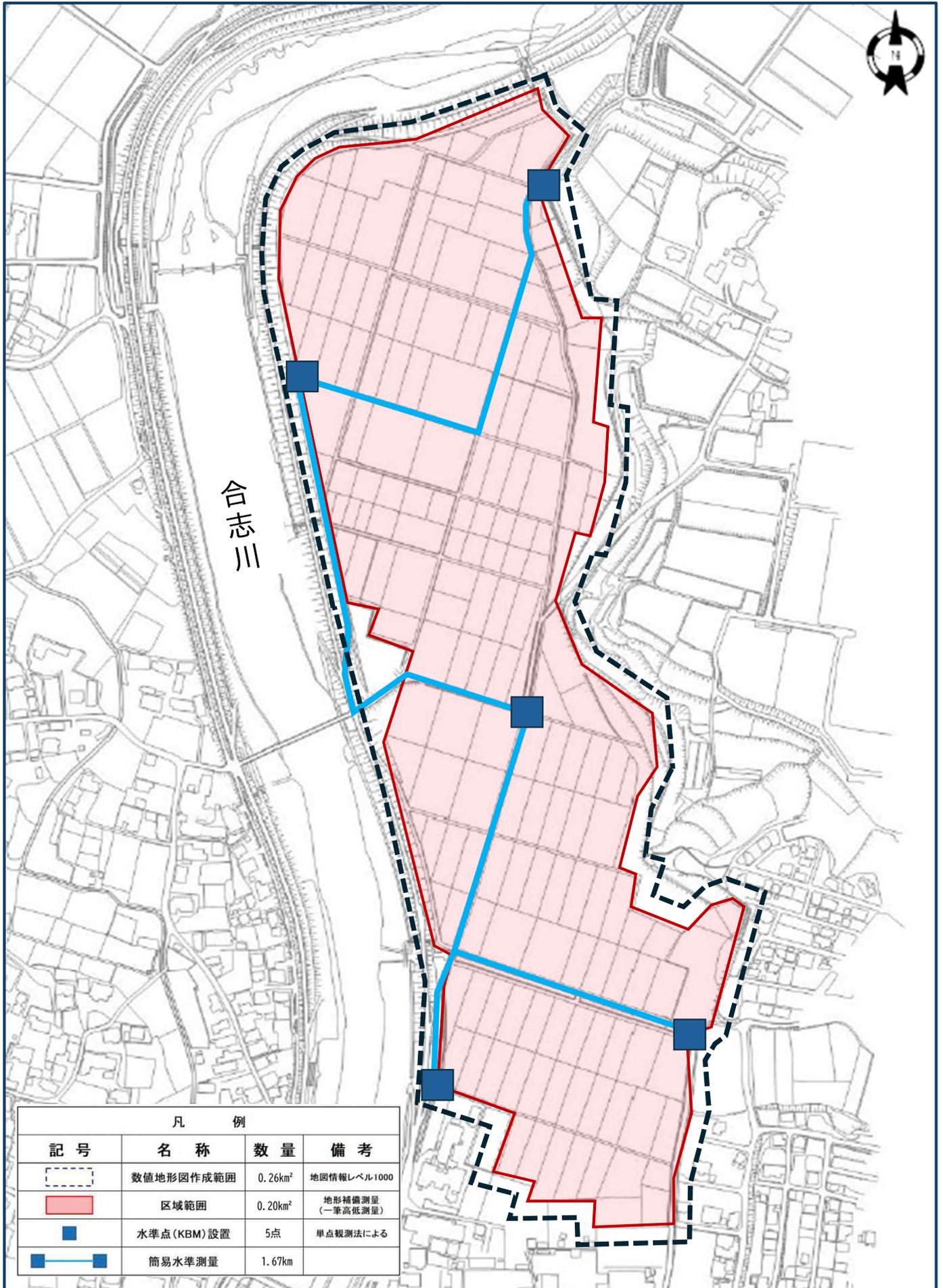


植木町谷地区外1件地形図作成業務委託 平面図(植木町谷地区)



凡 例			
記号	名称	数量	備考
	数値地形図作成範囲	0.15km ²	地図情報レベル1000
	区域範囲	0.09km ²	地形補備測量 (一筆高低測量)
	水準点(KBM)設置	3点	単点観測法による
	簡易水準測量	2.1km	

植木町谷地区外1件地形図作成業務委託 平面図(植木町平島地区)



植木町谷地区外1件地形図作成業務委託
特記仕様書

熊本市農水局北東部農業振興センター
基盤整備課

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書は、植木町谷地区外1件地形図作成業務委託に適用する。

第2条 (目的)

この業務は、県営土地改良事業として実施を検討している農業基盤整備事業の実施検討の基図として必要な地形図を作成するものである。

第3条 (準拠する法令等)

本業務は、本特記仕様書に基づくほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 農水省測量作業規程(令和7年7月)
- (2) 熊本県公共測量作業規定(令和7年9月)
- (3) 熊本市測量業務共通仕様書(令和7年10月)
- (4) 熊本市契約事務取扱規則
- (5) その他関係法令等

第4条 (提出書類)

受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員に遅滞なく提出しなければならない。

なお、受託者が調査職員に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第5条 (疑義)

本特記仕様書に示されていない事項、その他不明等について疑義を生じた事項については、予め調査職員と協議のうえ、調査職員の指示を受けなければならない。

なお、契約書及び本特記仕様書は、業務の主要事項のみ示したもので、ここに規定されていない事項であっても、当然必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

第6条 (工程管理)

受託者は、作業計画に基づき作業の進捗状況について、適時委託者に報告し適正な工程管理に努めなければならない。

第7条 (官公庁等の手続き)

- (1) 本業務の実施のため必要な官公庁等への手続は、委託者と打合せの上、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は本業務実施のため官公庁等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に申し出、その指示を受けるものとする。

第8条 (土地の立入及び損害賠償)

- (1) 国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、委託者が発行した身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
また、伐採及び土地若しくは工作物を一時使用するときは、所有者又は占有者の承諾を得て行うものとする。
- (2) 本業務中に生じた事故又は、第三者に損害等を与えた場合は、速やかに委託者に報告を行い、受託者の責任においてその問題の解決処理を行うものとする。

第9条 (安全管理)

受託者は本業務実施中、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないよう、交通及び保安上充分注意をするものとする。

第10条（成果品の品質）

受託者は各工程において、常に最良の成果品となるように品質管理につとめなければならない。

第11条（秘密の保持）

本業務における成果品はすべて委託者の所有とし、その承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第12条（AGRIS登録）

受託者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において甲の承認を得なければならない。

なお、登録データ作成時に要する費用は、受託者の負担とする。

第2章 作業条件

第1条（作業基本条件）

測量作業の基本条件は、次のとおりである。

(1)本測量の基準となる点は、別添図面に示す点を基準にし、必要な三角点、水準点、公図等の作業資料の補足は、乙で入手するものとする。

(2)位置座標は次の定義とする。

測地系 ： 世界測地系
平面位置座標 ： 平面直角座標第Ⅱ系
標 高 ： 測地成果2011

第2条（地区条件）

各地区における作業の留意点は、次のとおりである。

(1)谷地区

地形補備測量について、田の水張作業がされるため5月中に完了すること。

令和8年8月頃に熊本県による基礎調査が実施予定であるため、基礎調査に必要な書類等をそれまでに納品すること。

(2)平島地区

地形補備測量について、稲刈り後の11月頃に現地状況を確認した上で、現場作業を実施すること。

第3章 業務概要

第1条 (業務概要)

本業務における作業概要は次のとおりとする。

(谷地区)作業項目	数量	摘要
撮影		
令和5年度熊本市撮影成果 利用		
水準測量		
簡易水準測量	2.1km	作業計画図参照
水準点設置(仮BM)	3点	作業計画図参照
数値地形図データ作成 レベル1000		地図情報レベル 1000
計画準備	0.15km ²	
現地調査	0.15km ²	
数値図化	0.15km ²	
数値編集	0.15km ²	
補測編集	0.15km ²	
地形補備測量(一筆高低測量)	0.09km ²	
数値地形図データファイル作成	0.15km ²	
地形図出力図作成	0.15km ²	S=1/1,000
地図編集		
データファイル変換	0.15km ²	DXF・PDFおよびShape
1/2,500地形図編集図作成	0.15km ²	

(平島地区)作業項目	数量	摘要
撮影		
令和5年度熊本市撮影成果 利用		
水準測量		
簡易水準測量	1.67km	作業計画図参照
水準点設置(仮BM)	5点	作業計画図参照
数値地形図データ作成 レベル1000		地図情報レベル 1000
計画準備	0.26km ²	
現地調査	0.26km ²	
数値図化	0.26km ²	
数値編集	0.26km ²	
補測編集	0.26km ²	
地形補備測量(一筆高低測量)	0.20km ²	
数値地形図データファイル作成	0.26km ²	
地形図出力図作成	0.26km ²	S=1/1,000
地図編集		
データファイル変換	0.26km ²	DXF・PDFおよびShape
1/2,500地形図編集図作成	0.26km ²	

第2条 (測量作業の留意する点)

測量作業の実施に際し特に留意する点は、下記のとおりである。

(1) 空中写真成果利用

- ① 撮影範囲は、別添撮影範囲図(S=1/25,000)に示す区域が含まれる空中写真撮影成果およびGNSS/IMU・同時調整成果を貸与し後続作業に必要な要素を整理し、図化に必要

- な情報を整理する。
- (2) 簡易水準測量
- ① 基本水準点を既知点とした水準測量(簡易)では、当該業務地区内に設置する水準点(仮BM)に標高値を補完するため水準測量(簡易)を実施するものとする。
- (3) 水準点設置(仮BM)
- ① 水準点設置(仮BM)は、作業計画図に基づき設置するものとし、設置箇所については、甲の了承の上で決定した箇所とする。
- ② 水準点設置(仮BM)は、基本水準点を既知点とした簡易水準測量で設置することを原則とするが、既設水準点を利用する場合は、甲と協議のうえ、利用するものとする。
- (4) 数値地形図データ作成

計画準備

- ① 作業着手前に作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを甲の承認にて作業に掛からねばならない。
- ② 数値地形図データの精度は地図情報レベル 1000 で行い、作業の範囲は別添付図の区域以上とする。

現地調査

- ① 現地調査は、地図情報レベルを考慮して、道路幅、水路幅、橋梁等の線上物体のほか以下の項目を実測するものとする。
- ・ 撮影後の経年変化調査。
 - ・ 家屋その他施設の形状、大きさ。
 - ・ 道路、鉄道、湖沼、水路等の位置、形状及び流れの方向。
 - ・ 既設基準点及び水準点
 - ・ その他甲の指示するもの。

数値図化

- ① 等高線間隔は、主曲線1m・計曲線5m・補助曲線0.5mとする。
- ② 図化の範囲は、境界線外接地幅約20mを含むものとする。但し、地区界をよぎる道路・水路については20m以上又は河川等については対岸まで描画するものとし、法線、幅員、勾配、対岸の状況等が判別できるものとする。
- ③ そのほかの詳細は甲と協議の上決定するものとする。

数値編集

- ① 数値編集は、現地調査等の結果に基づき、編集装置を用いて数値図化データ及び下記のデータを編集し、編集済データを作成する。
- ・ 現況の一筆畦畔
 - ・ 実施耕地界の明示
 - ・ 一筆の高低と流水の方向
 - ・ 主要河川・道路名及び字名
 - ・ 電柱(NTT、九電、供仮)
 - ・ その他圃場整備計画に必要なもの
- ② 地籍調査が完了してデータが使用可能な場合は、数値図化データと地籍図との整合を図るものとする。
- ③ 圃場整備の地区境界については、地籍図の数値化を行い数値データの取得編集を行うものとする。

なお、地区境界については、地籍図データを優先して編集するが、数値図化及び必要部分の編集処理を行うことにより数値編集データを作成する。

補測編集

- ① 補測編集は、編集済データ出力図に表現されている重要な事項の確認及び撮影後の経年変化部分の補測測量を現地において行い、編集済データに追加、修正等の編集処理を行うことにより補測編集済データを作成する。

地形補備測量(一筆高低測量)

- ② 地形補備測量(一筆高低測量)は簡易水準測量精度で行い、圃場ごとの標高点を測定す

るものとする。そのほか道路の交点、水路の交点、道路水路の変化点、宅地の入口の標高等を測定するものとする。

- ③ 圃場ごと及び特異点の測定は、水準点設置(仮BM)を既知点として 0.09k m² 以上を測定する。なお、一筆ごとの測定点は、水田で2点(上位部及び下位部の2点としてその平均値)、畑地で5点を標準とし cm 単位で記入する。ただし、1ha 未満の区画のものは水田で1点、畑地で3点とする。

- ④ 現況の道路・用排水路は原則として 30～50m に1カ所以上の割合について測定する。

数値地形図データファイルの作成

- ① 数値地形図データファイルの作成は、製品仕様書にしたがって補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

(5) 地形図出力図作成

- ① 出力図の目的は、上記数値地形図データファイルの確認検査を旨とし、書き込み可能な普通紙を用いて出力を行うこと。

- ② 出力図図郭の区画・大きさ(図面サイズ)は、図割案を事前に提出し協議のうえ決定するものとする。

- ③ 地形図出力図には、次の項目を記入するものとする。

- ・ 標題、縮尺、方位、凡例、接図例、行政区画
- ・ 撮影年月、測図年月、使用機械名
- ・ 座標系、等高線間隔
- ・ 計画機関名、作業機関名
- ・ 内図郭線外の方眼数値
- ・ その他必要な事項

(6) データファイル変換

- ① データ形式は、成果品データである数値地形図データを基に作成するものとし、ファイル形式やレイヤ構造等は協議の上作成するものとする。

(7) 1/2,500 地形図編集図作成

- ① 数値地形図データレベル 1000 を数値編集し、数値地形図データレベル 2500 及び出力図面を1面に編集して作成するものとする。

- ② 数値地形図データレベル 1000 作成外の部分については、既存の数値地形図データレベル 2500 を埋め込み、図郭内を満図にて作成する。

第4章 打合せ協議

第1条 (打合せ協議)

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針及び条件等について共通の認識のもと作業が行われるよう協議を図るものとする。また、その内容については「共通仕様書」に準じること。なお、打合せ時期および回数等については下記の通りとする。

第1回 業務着手時

第2回 中間時(適宜行うこと)

第3回 作業完了時(納品時)

協議を行う毎に、乙が打合せ協議簿に記録し、相互に確認しなければならない。

第5章 成果品

第1条 (成果物の提出)

この業務における成果品は次のとおりとする。

地区ごとに作成し冊子についても地区別に作成すること。

区 分	規 格	部 数	備 考
(1)水準測量成果		2部	
(2)水準点設置成果		2部	
(3)地形補備測量成果		2部	
(4)各データファイル	CD-R	2枚	
(5)同上 検査用地形図出力紙	1/1,000 1/2,500	各2枚	

第6章 検 査

第1条 (検査)

受託者は検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を備えておくものとし、管理技術者が立会いの上検査を受けるものとする。又、委託者が必要と認めた場合、作業中であっても随時検査を行うことが出来る。

第2条 (訂正)

本業務完了後において、成果品等に誤りが発見された場合は、委託者の指示により直ちに再測・訂正を行うものとする。

第7章 ウィークリースタンス

第1条 (ウィークリースタンス)

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。